

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	区体育館等における障がい者スポーツ体験会運営業務
発 注 課	スポーツ部スポーツ振興担当課
選 定 事 業 者	一般財団法人札幌市スポーツ協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、区体育館等において、障がい者スポーツを体験するものであり、体験会を行う区体育館等の市民利用枠や競技団体利用枠との調整が必須であることに加え、障がい者スポーツの指導員資格、知識・経験を有するスタッフを配置する必要がある。 当該団体は、区体育館等の指定管理者であり、各施設の年間スケジュールを管理し、市民利用枠や競技団体利用枠との調整が可能である。また、当該団体には障がい者スポーツ指導員の資格所持者も在籍しており、さまざまな障がい者スポーツ競技団体との連携を密に取ることが可能なことに加え、これまでも障がい者スポーツに関するイベント業務の実績があることから、障がい者等の不特定多数の参加者の対応や会場の安全確保という面でも優れており、契約中に実施する複数回の体験会を、安定して実施できるものと考えられる。 以上の理由から、本業務を受託可能な団体は当該団体のみであると判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

決 定 日	令和6年5月20日
-------	-----------